

## 第5章 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニ ーズの質や量について

### 1 モンゴル弁護士へのインタビュー結果

#### (1) モンゴル弁護士のインタビュー結果

モンゴルで日本企業・日本人の依頼を受けたことのある弁護士事務所に対して、以下のインタビューを実施した。

これらのインタビューは、すべてモンゴル立法協会の協力を得て、著者が zoom 上で面談する方法で実施した。

#### (2) ソヨンボ法律事務所インタビュー

Soyombo Legal Partners法律事務所 Altansukh (弁護士)	2022.1.31 (月) 10:00-10:30
--	---------------------------

(モンゴルの法制度についての問題点)

とりあえず、弁護士法に関する個人的見解を示します。

弁護士法に関しては、私の理解では全弁護士が賛成していると思います。しかし、弁護士以外の法律家、公証人などからは、弁護士法に対して批判する立場もあります。

私は、この問題は、法曹協会と弁護士会は別の役割のある独立した機関とみるべきであり、そこから弁護士法の必要性が認められると考えています。なぜなら、弁護士には特殊な特徴があり、訴訟手続における権限、弁護士の保障など、弁護士は独立した立場を確保する必要があるからです。この点、法曹協会は、弁護士でない他の法律家の権利を保障するという点では重要ですが、弁護士会と法曹協会を分けて考える必要があると思われます。

私の個人的見解では、今後は法曹協会が独立性を保つ問題があると思います。私の得ている情報からは裁判官が法曹協会から離脱しようとしており、検察官も今後は離脱するという情報があります。法曹協会の今後の運営に問題が生じる可能性はあります。

司法試験、専門責任委員会の活動という 2 つの重要な法曹協会の活動がありますが、その委員会の中に弁護士は入っておらず、裁判官、検察官が入っています。弁護士に対する責任を課す場合、国家の立場で考える傾向にあると思います。裁判官や検察官が専門責任委員会になって、個人的な意思で気に食わない弁護士に対して懲戒責任を課するような傾向にあるとも言われています。親しい弁護士に依頼して、特定の弁護士を懲戒させるような可能性もあるから、そのような点について、弁護士会は、独立して客観的な運用をするべきであると思います。

個人的には、弁護士会、法曹協会どちらかをなくすべきとは思いませんが、それぞれの独立性、役割を区別して、弁護士もほかの法律家も、その役割分担を理解して運営していく必要があると思います。

(外国人の依頼者が理解すべき点)

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

うちの事務所の依頼者には、外国企業や外国人の刑事事件が多くあります。個人的見解を申し上げますと、外国投資家、企業が投資する際には、モンゴルの法制度のうち、重要な部分については、理解しておく必要があると思います。モンゴルの法制度や事情が分からず、誰かと知り合いになって、個人的にお金を渡すような事情が多いです。投資先についての情報を知らず、最終的に騙される事件が多いです。鉱物資源のライセンスを買い取る事件を考えると、鉱山のライセンスだけを信じて投資しても、ライセンスが無効であるとか、資源がないとかいう事件もいくつかありました。進出前に、専門家の弁護士に依頼して、事前に法的に妥当かどうか、意見を聞いたり、調査してもらったりすることが必要であると思います。

そして、法律的には、岡先生もご存知のとおり、投資法があり、その法律では国内投資家、外国投資家に関わらず、同じ基準を定めています。法律的には外国人投資に差別的な面はないので、法律的な問題というよりは、投資家が相手や投資分野を十分に調査して投資すべきであると考えています。もちろん税金、配当を送金する際に 20%の税率などに国内外の投資家で違いがありますが、それらは差別的な扱いということではなく別の観点からの規制であると思っています。

信頼できる弁護士に相談するためには、個人的経験からは、弁護士の経験、背景を調べた上で選ぶべきであると思います。弁護士法が制定されてすべての弁護士情報が法務内務省、弁護士会の WEB に掲載されています。とりあえず、経験年数や専攻分野を調べ、いくつかの弁護士から見積りをもって信用性のある人を選ぶべきでしょう。

会社・法人登録については、株主、住所等は公開されているので、それらを調べた上で、弁護士の経験、業務提供していたかどうかを調べて、その弁護士を選ぶ必要があります。例えば、我々の事務所では 100 件以上の外国人依頼者の経験があるので、相談されればそれらの情報を提供しています。

先ほどの質問に 1 つ追加です。依頼者である日本企業について注意すべき点は、一般的には、元々行政機関で勤務していた職員が退職後、法律家の資格で、外国人に対して弁護士として仕事をしていることが少なくありません。モンゴルの制度としては、法律家資格と弁護士資格が別であり、法律家には弁護士資格がないので、きちんと、弁護士会や法務内務省のリストを見てください。

### (3) Snowhill 法律事務所インタビュー

Snowhill法律事務所 Bilegsaihan (パートナー、弁護士)	2022.1.31 (月) 11:00-11:30
--	---------------------------

(最近扱った日本人の事件)

弊事務所でそれほど多く扱っているわけでもないが、最近大きな事件としては、すでに公開されていますが、\*\*\*で、支配的地位を濫用した競争法違反事件についての訴訟を代理しています。2つの事件があります。小さい事件はいくつかあります。

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

### (その他の事件)

小さい事件としては、日本投資のノンバンクの相談が多いです。例えば、貸付金を返済しない、訴訟しても強制執行には時間がかかるといった相談があります。それら以外にも、日本のごみ処理場がモンゴルで不動産を借りるときの注意点とか、外国投資企業の使用権だけがあるのはなぜか、占有権を設定されている土地を買い取るときなぜ料金を払うのか、占有権のある土地をリースする際の問題であったり、訴訟であったりなどがあります。

### (日本人が理解すべきこと①何でも聞くな)

モンゴルの法制度について、日本人が理解すべきことについていえば、最初に、我々の依頼者の例からみると、3つに分けられると思います。

1つ目は、欧州、アメリカ系の投資家は、最初の段階から顧問弁護士から法律アドバイスを受けて段階的にやるべき投資をしているように見えます。2つ目は、うちの事務所では韓国の依頼者が多いですが、彼らは、事後的な相談が多いです。投資するには事前の法律相談はしない傾向にあります。そして、自分で勝手に投資をして、問題が出たら弁護士に相談するという感じです。3つ目として、日本の投資家については、細かすぎると思います。日本の法制度は何をするべきか、リスクに対してどう対応するかなどの法的規制が詳細ですが、モンゴルはそうではありません。日本に比べて規則・ガイドラインが少なく一般的な法律しかないので、問題に回答できないことが多いのです。日本人は、一般的には、細かすぎて訴訟などに時間がかかってしまいます。訴訟するような場合には、準備段階から始まり、段階的に次々と質問がなされます。我々としては、モンゴルの法制度にないものは回答できないわけですが、回答不能であるということが、日本人には否定的に映るようです。そのようなやりとりの経緯が、結局は、訴訟手続に影響することが多いと思います。注目していただきたいことは、日本人はあらゆるリスクを考えて進める傾向にあるが、それは必ずしも適切ではない。モンゴルの特徴を考えて柔軟にすべきであるということです。

問われた質問に「はい」と回答しても、「いいえ」と回答しても、ではそれなら次どうするかと延々と尋ねられていては、我々は時間的にも手続的にもたいへんですし、結局その結果として訴訟で不利になることがある。モンゴルの事情を調べて、モンゴルの法制度や弁護士にも柔軟に対応すべきであると強く思います。

### (日本人が理解すべきこと②セカンドオピニオン、サードオピニオンに振り回されるな)

さらに、1つの点を加えたいのは、特に日本人、日本企業は、1つの事務所や弁護士に相談するだけでなく、他の弁護士にも相談している点です。それで、各弁護士の見解について質問がなされる。我々はできるだけ調べて相談に回答しているが、時間的にも、相互の信頼からも、すれ違いが生じる可能性があると思います。アメリカやオーストラリアの投資家は1つの事務所に相談したら、その弁護士を信頼して手続を進めるが、アジア系の投資家は、1つの問題について、何人かに相談する点があると思います。

### (弁護士の依頼のコツ)

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

弁護士の依頼の仕方について、日本人や日本企業はモンゴルで弁護士を選ぶときに 2 つのタイプがあると思います。

1 つ目のタイプ。弊事務所の依頼者の経験からは、我々の事務所の WEB を良く調べていると思います。弊事務所の WEB サイトにはたくさんの情報があるので、そこから調べて依頼するというものもあるし、大使館を通じて紹介されることがあります。

2 つ目のタイプ。モンゴルで経営しているほかの事業者や日本人からの紹介があります。弊事務所では、別のクライアントからの紹介で依頼されるという事例が少なくないです。通常は、依頼者が日本人であっても、依頼した弁護士に騙されるようなことはあまりないように思いますが、そのような事例がある場合は、個人の弁護士に直接依頼することが原因ではないかと思えます。

弊事務所は、49 人の弁護士とスタッフがおり、迅速に様々な言語で対応し、いろんな経験が豊富ですから、そのような見積りが高くなる傾向にあります。事例は少ないですが、見積りが大幅に高いと断られることもあります。しかし、安い金額で受任している規模の小さい事務所では、信頼性などに問題があることもあります。

我々は信頼性が高いという特徴があるわけですから、そのような見積金額になってしまいます。報酬が高い＝信頼性が高いというわけではないが、報酬も一つの視点であると思えます。

弁護士の経験、数、チーム、それらの情報を調べてから、良い弁護士を選ぶ必要がありますし、そうすれば失敗も少ないと思えます。

(日本の投資家が注意すべきこと)

日本人投資家だけでなく、誰でもそうですが、会社法、法人登記、税法の一般的知識が必要です。これらは当然ですが、私は、モンゴルの法制度でもっとも問題であると考えているのは、手続法です。実体法に権利が定められていても、手続になぜ時間がかかるか、執行できないのはなぜかといった問題があります。法律には、例えば民事事件の第一審は 60 日以内に終結する。ただし、一度だけ 30 日延期ができると定めているが、なぜ訴訟に 2 年も 3 年もかかるのか。法律が現実に合致していないので法改正も必要だと思えます。

外国人投資家が紛争になって訴訟をするようなときは、弁護士などがそのような事情をきちんと説明すべきであると思っています。法律にこう書いているという回答だけでなく、事実上もっと時間がかかるとか、問題があるとかいった点を説明すべきであると思っています。

多くの弁護士は、外国人投資家からの質問に対して、「法律はこうなっている。」と回答しているが、「事実上は違う。」ということについても、きちんと弁護士は説明すべきと思っています。

## 2 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズの質や量

### (1) 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方

#### (法律上の要件)

日本の法曹有資格者が、どのような法的支援が可能であろうか。

まず、第4章で調査したとおり、モンゴルにおいて、日本の法曹有資格者が法的支援を実施するためには、モンゴル国において法的サービスを提供するための要件を満たす必要がある。具体的には、モンゴルの司法試験に合格して弁護士登録するか、外国弁護士登録をする必要がある。

この点、モンゴルの司法試験に合格する方法は、一般的には、モンゴル語の問題もあり、また、第4章で指摘したとおり、司法試験の合格率は近年では必ずしも高くない（合格率11%～23%）ことから、非常に困難を極める。多くの日本の法曹有資格者にとっては、現実的な方法ではないと思われる。

次に、外国弁護士登録する方法であるが、モンゴルの法務内務省の外国弁護士登録の実体は、透明性に欠けている。実際には、法務内務省（または新制度においては弁護士会）において登録申請をしても、受け付けてもらえるものなのか、審査に合格できるのか、非常に疑問がある<sup>131</sup>。

現在、日本の法曹有資格者のうち、モンゴルで弁護士登録されている者は存在していない。もちろん、そのような者がいれば、モンゴルでの法的支援活動はあらゆる態様で行うことが可能であろう。しかし、モンゴルで弁護士として登録されることは、相当困難であることはすでに述べたとおりである。

日本の法曹有資格者のうち、モンゴルで外国弁護士登録するのは現実的に考えられる方法である。しかし、実際は、モンゴルにおいて外国弁護士登録することも、相当困難であるし、今後弁護士会に外国弁護士登録の所管が移転したことに伴いますます難易度は上がる

---

<sup>131</sup> 筆者の個人的見解ではあるが、現状のモンゴルの外国弁護士登録は、モンゴルの法曹業界である程度知名度のある人物、信頼できる関係者の紹介がある人物に限定して行われているのではないかと推測される。法律上の登録要件については、裁量の幅は非常に小さいものであるのに対し、実際には、登録に際して広範な裁量が行われているように思われてならない。弁護士法改正により外国弁護士の所管は弁護士会に移管しているが、この制度改正により、一層のこと、外国弁護士登録の不透明さは増しているのではないかとも思われるし、今後、外国弁護士登録は、より厳格化されるのではないかと推測される。

なお、以上はあくまで筆者個人の経験と見聞に基づく意見である。現在登録されている弁護士数、現在登録されている弁護士の人物像、筆者自身の登録までの経緯等から推測したものに過ぎないことに留意されたい。

ように思われる。

したがって、日本の法曹有資格者が、モンゴル国内において、法令に反しない範囲で、自己の名で法律サービスを提供することは、非常に困難であるといえる。

なお、モンゴル民事訴訟法には、委任代理といわれる制度がある。訴訟代理人として弁護士以外の任意の代理人を選任する（弁護士以外の者との間の契約により訴訟代理人となることを依頼する）ものである（民事訴訟法 35.1 条）。

ただし、この場合に、本人は、代理人と共に出席することができない（同法 32.5 条<sup>132</sup>）。本人訴訟をするか、委任代理人を解任しない限り、本人は弁護士以外の代理人がいる場合、法廷に立てない。その理由としては、次のように説明されている。①弁護士は当事者の権利保護の役目を担ってある意味公益的に参加している。②これに対し、委任代理人は単に本人に代わって本人の主張を代弁しているにすぎない。委任代理人に委任するのであれば、本人が同時に法廷に参加することに意味がない。

このような委任代理人としてであれば、日本の法曹有資格者が、モンゴル国内において自己の名で法律サービスを提供できそうであるが、現実には非常に困難であることは明らかであろう。

#### （モンゴル弁護士との協働）

だとすれば、日本の法曹有資格者による法的支援を、モンゴルの法令に違反しない範囲で実施するにあたっては、どのような方法があるであろうか。

モンゴル国内で法的支援を行うことは、モンゴルの法令に照らし、相当困難または不可能である。少なくとも、自身の名で弁護士活動を行うことはできない。可能性があるとするれば、モンゴル弁護士のアドバイザー等として、あくまで、モンゴル弁護士の名で弁護士活動を行う場合の、補佐、顧問としての活動であろう。

また、モンゴル国内では自身の名で法的支援ができない以上、自身の名で法的支援をするには、日本国内から支援するという方法しか残されていない。WEB を活用するなどして、法的支援を実施し、実際の弁護士活動は、モンゴル弁護士に依頼する。

いずれにしても、モンゴル弁護士と協働して法的支援を実施するという方法が、唯一の現実的可能性のある、日本の法曹有資格者による法的支援の方法であると思われる。モンゴル弁護士との協働を継続しているうちに、やがて、自身の外国弁護士登録も現実的に考えられるようになる可能性も高い。

#### （モンゴル法令の理解等）

---

<sup>132</sup> 民事訴訟法 32.5. 弁護士ではない者が代理している場合、本人は出席に参加してはいけない。もし、本人が出席する場合、代理人から拒否している旨を裁判所に対して、書面で通知しなければならない。

第3章で検討した日本企業や在留邦人のアンケート結果等からは、日本法弁護士の需要はあるものの、重視される要素として、モンゴル法の知識があること、モンゴルの事情に通じていること等が挙げられている。

これらの要素をどのようにして満たせばよいのであろうか。

実際に、モンゴル法の知識を得る方法としては、日本語で得られる情報は非常に限定されている。モンゴル語を解読できまたは翻訳ソフトの翻訳内容を適切に日本語に変換できるのであれば、モンゴル法の情報を得ること自体は、比較的容易であると思われる。

しかし、モンゴル法の意味を知ったとして、次の段階として、本当にその理解が正しいものであるのかどうか、そのようにモンゴルの法律家も考えるのかどうかといった点については、おそらく非常に不安が残るであろうと思われる。また、一般のモンゴル人に尋ねる機会があったとしても、おそらく非常に不安的な回答しか得られないことも想像に難くない。

要するに、結局、現地で法的アドバイスを提供できうる程度のモンゴル法令の理解力を自身で獲得することは、現時点では、日本国内においては、相当に困難であると思われるのである。また、モンゴル独自の社会事情に至っては、日本において十分に理解することはほぼできないであろう。

では、モンゴル法令の知識をどのように獲得するべきか。この点の回答は、非常に容易である。つまり、自分で考えなければよい。自分より賢く、モンゴルの事情を熟知しているモンゴル人弁護士に回答してもらえばよいのである。日本の法曹有資格者は、一定の法的知識を有しているはずである。同じ大陸法を採用するモンゴルの法律解釈の手法、フレームは、モンゴルであるからといって、日本と重大な違いがあるわけではない。日本での弁護士等の経験があれば、だいたい70%もモンゴル法を理解できれば、概ね正しい結論を導き出すことは可能であろう。そして、70%理解することは、モンゴル弁護士の力を借りることができれば、可能であろう。

したがって、モンゴル法令の理解を得る方法も、結局のところ、モンゴル弁護士との協働ということに落ち着くはずである。

## (2) そのような法的支援に対するニーズの質や量

(モンゴル弁護士のインタビュー結果から)

本章第1で調査したモンゴル弁護士に対するインタビュー結果は、興味深い。モンゴル弁護士に対するアンケート(第4章)には表れていないことが明らかになっている。

アンケートに調査においては、外国人や外国企業(日本人、日本企業を含む。)が依頼者となる場合、弁護士として問題だと考える事項について、69.2%が「モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。」、23.1%が「弁護士報酬の説明が難しい。」と回答している。30.8%が「その他」と回答したが、全部の回答内容は、「問題はない。」とのことであった。

ここからだけでは、モンゴルの法制度や報酬について、弁護士が説明をきちんとすれば済むのではないかと思わないでもない。また、さほど問題がないようにすら思える回答である。

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

また、アンケート調査においては、日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきこととして、64.3%が「モンゴル法の運用実態。」、35.7%が「モンゴル人の思考方法。」、「モンゴルの生活習慣や慣習。」と回答した。これについても、モンゴルに進出している日本企業や在留邦人は、モンゴル人の思考方法や生活習慣や慣習を可能な限り理解していると思われるし、モンゴル法の運用実態についても、弁護士が説明をきちんとすれば済むではないかと思われるのである。

しかし、インタビュー結果からは、興味深い発言が出てきている。

モンゴル弁護士らからは、要するに、日本人投資家は、モンゴルの基本的な法令・運用実体を調べられていない。モンゴルの弁護士に対する対応がなっていないという点が指摘されている。

日本企業や日本人の依頼者にこのような問題があることを、モンゴル弁護士は言語化できる程度には意識しており、意識しているからには、一応の説明はしているのであろうと思われる。しかし、第3章で検討した日本企業、在留邦人に対するアンケート結果等からは、日本企業や在留邦人に対しても、こうしたモンゴル弁護士の問題意識は十分伝わっていない。日本側依頼者、モンゴル側弁護士の双方に、不信感があるように思われてならない。

### （ニーズ）

日本の法曹有資格者が支援できる状況は、この双方の意思疎通の解消にこそあるのだと思われる。日本側依頼者に弁護士の対応の意味、現在の状況を説明し、モンゴル弁護士に依頼者の意向、疑問点を説明する。そのような、双方に状況を理解させ、双方のメタ認知を促すような活動が、実は日本の法曹有資格者のできることなのではないかと思われてならない。

### （ニーズの量）

ニーズの質と量について、日本側依頼者とモンゴル弁護士間のメタ認知を促すというニーズは、まさにメタ的なニーズであるから、ニーズというには大きすぎる。そこで、もっと限定した具体的なニーズについてここでは検討する。

まず、第3章における日本企業と在留邦人のアンケート結果等をみると、法的問題に直面している日本企業・在留邦人は一定数存在している。そして、インタビューを実施してみれば、問題がないと言っていた者についても、実は法的問題を抱えていたということも頻繁に見受けられた。

モンゴルに進出している日本企業数、在住する日本人数からすれば、そのニーズの量には限界があるといわざるを得ない。これは、その数から客観的に見て明らかなことである。そもそも日本企業、在留邦人が少ないという数の問題で、モンゴルでのニーズは非常に少ない。登録されている在留邦人が323名であるから、1年間に全人口の10%が法律相談に来たとしても（来るはずがないが）、32名の相談である。そのうち、事件化するのが半数だとして



16件である（それほど事件化しないと思うが）。まして、アンケート結果からは、特に在留邦人では初回無料相談等を望む声が大きいわけである。日本の法曹有資格者が1人でまたはモンゴル人と一緒にモンゴルで生活するのであれば、生活するのは不可能ではないかもしれないが、経済的な面だけでみれば、日本で弁護士等をやるほうがはるかに効率的であることは明らかであろう。

そこで、どうやって量を稼ぐかということになるのであれば、一つの考え得る方法は、日本企業・在留邦人のみを対象にするのではなく、モンゴル人に向けても勝負をするという方法である。実際に原則としてモンゴル人を対象とすることで、現地の弁護士事務所は大きくなっているのだから、不可能ではないはずである。現地のモンゴル企業、モンゴル人に対しても間口を広げることが不可欠であり、そのためには、やはりモンゴル弁護士との協働が必要であろうという話になってしまう。

#### （ニーズの質）

これも、第3章における日本企業と在留邦人のアンケート結果が参考になるのだが、日本企業も、在留邦人も、法律・裁判の知識が乏しくても、ある程度はモンゴルのことを知っていることがわかる。そして、彼らは、モンゴルの実体を知らない者を信頼することはないということも、アンケート結果から推測できる。したがって、そもそも、モンゴルについて何も知らない日本の法曹有資格者へのニーズが存在するとは考え難いし、あってもごくわずかであろうと思われる（もちろん、モンゴルに限定されない特殊な分野でのニーズは別である。例えば、巨大鉱山に関する投資計画を策定する際に、モンゴル国における事情、モンゴル社会に関する知識は不要であり、鉱山分野での契約に携わった経験、巨大投資案件に携わった経験が重要であることは明らかであろう。）。

さらに、「モンゴルのことを知っている」というニーズは、質・量ともに曖昧であって測り難い。そして、仮に質・量ともに充実していたとしても、そのことをアピールできなければ、全く理解してもらえない。あなたが、仮にモンゴルに5年住んでいたとしても、在留邦人と全く交わることなく、アパートで5年間テレビを見ていました、ということであれば、また、ゴビ砂漠でゲルを張って20年間仏道修業していました、ということであれば、確実にモンゴルのことを大変詳しく知っているであろうが、ここで要求される「知っている」ということにはならないと思われるのである。

したがって、どうにかして、日本の法曹有資格者は、モンゴルでの支援を行う際には、日本企業や在留邦人にわかりやすく理解され、信頼を得られるようなモンゴルでの経験を積む必要がある。

次に、モンゴル法の知識であるが、これは前述したモンゴル人弁護士との協働が上手くできるのであれば、問題なくできるであろう。

### （3）モンゴル弁護士との協働の可能性

以上のように、日本の法曹有資格者が、モンゴルで法的支援を行うには、モンゴル弁護士との協働が不可欠であるということがわかった。

では、どのようにして、協働する弁護士を見つけるのだろうか。

インターネットで見つけることはできるであろう。中には日本語ができる、英語ができるモンゴル弁護士もいるであろう。したがって、モンゴル語が必ずしも必要であるとはいえない。

そうやって見つけた弁護士が、本当に協働して仕事ができる人なのだろうか。

もちろん、相手にメールを送っても無視されることもあるだろう。でも、返事が来ることも十分考えられる。そのときは、恐れずに、一度乗っかってみるしかないのではないかと考える。もちろん裏切られ、失敗した時のリスクを考えた上で、それもふまえて一度協働することを試みる。裏切られ、失敗したらまた同じことを地道に繰り返す。

モンゴル人の知り合いがいれば、親戚や友人に弁護士がいないか尋ね、紹介してもらえばよい。そうこうしているうちに、協働できるモンゴル弁護士が見つかることもあるだろう。

もっともよいのは、モンゴルに留学することだろうか。または、モンゴル人を配偶者にすることだろうか。しかし、それらの方法は、この調査報告書で求められていることでないことは明らかなので、これ以上は深入りしないこととする。

さらに詳細に分析したい方は、第3章、第4章その他のアンケート結果等を参考にしていきたい。

#### (4) 小括

日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズの質や量についての、筆者としての結論は次のとおり。

日本の法曹有資格者がモンゴルで法的支援を行うこと自体が相当に困難である。もっとも、絶対に無理というのではない。例えば圧倒的な資金力があったり、有力な知り合いがいたり、その他の条件がかみ合えば、十分に可能性はある。

そして、そのような法的支援に対するニーズ自体は存在するが、そのニーズを満たす前提となる条件が相当に困難である。また、ニーズの量自体が客観的に非常に脆弱であるから、ニーズの量の少なさを補うために別のニーズを発見する必要がある。

日本の法曹有資格者の法的支援の在り方、そのような法的支援に対するニーズをとらえ量を掌握するには、モンゴル弁護士との協働が不可欠である。

#### (5) モンゴル政府が行っている外国人に対する無料の司法的支援について

モンゴルにおける法的サービスの提供と関連して、モンゴルにおいて、外国人に対する無料の法的支援についても調査を行ったので、この項で追記する。

(外国人に対する法律サービスの提供)

モンゴルにおいて、支払能力がない者に対する無料法律相談に関し、2013年に制定された「支払能力がない容疑者及び刑事事件被告人に対する法律サービスに関する法律」（以下「無料法律相談法」という。）がある<sup>133</sup>。

この法律に基づき、2014年に法律サービス提供センター（以下「センター」という。）が設立されており、センターに所属する国家弁護士が、無料法律サービスの提供を担当している<sup>134</sup>。

国家弁護士とは、無料法律相談法に従い、弁護士登録名簿に登録された、センターの法律家をいう（無料法律相談法 3.1.4 条）。

無料法律サービスの対象者は、刑事事件の容疑者及び被告人に限られる。

無料法律サービスを受ける要件は、支払能力がない刑事事件の容疑者及び被告人であり、支払能力がないものとして、以下の要件を満たさなければならない（無料法律相談法 7.1 条）。

①国立統計局及び社会福祉問題を担当する中央行政機関から定めた方法により、世帯登録され、生活基準が貧困ラインを下回る水準に入った者。

②上記の世帯登録がなされていないが、貧困ラインを下回る基準にあること証明する証明書を提出した者。

③子供保護法に定めた危険性にあたる子供であること。

（無料法律相談法の外国人への適用）

なお、外国人及び無国籍者が無料法律相談法の対象になるかという点については、法律には具体的な規定はない。しかし、実際には、対象になると解される。

しかし、外国人及び無国籍者にとっては、刑事事件に関わった場合、無料法律相談法 7.1 条の要件をどのように確定するかについて、規定や規則等はないから、無料法律サービスを受けるのは非常に不便であるとはいえるだろう。

しかしながら、統計によると、外国人が無料法律サービスを受けた件数は、2014年および2015年に各5名、2016年に11名存在する。

2019年から無料法律相談法の対象者の範囲を広げる法改正の議論が行われたが、2022年2月現在、改正される見通しはない。

モンゴルには、この無料法律相談法以外には、外国人に対する法律サービスの提供に関する法令は存在していない。

---

<sup>133</sup> <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=9289>（支払能力がない容疑者及び刑事事件被告人に対する法律サービスに関する法律）

<sup>134</sup> <http://lac.gov.mn/17.html>（法律サービス提供センターWEB サイト）